

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ  
学際融合研究支援及び産学共同研究・社会実装支援に関する申し合わせ

令和4年10月17日  
プログラム運営委員会

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「TI-FRIS」という。）における学際研究者交流プログラムの学際融合研究支援及び研究社会実装プログラムの産学共同研究・社会実装支援について、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 支援対象者

TI-FRIS の育成対象者（以下「TI-FRIS フェロー」という。）を支援対象とする。

2. 支援対象

2.1 学際融合研究支援

以下の研究を遂行するために必要な経費とする。

(1) 研究形態

TI-FRIS フェローを代表者とし、代表者の他に1名以上の TI-FRIS フェローまたは TI-FRIS シニアフェローを含む分野を横断した研究者（研究機関は問わない）で構成される研究組織とする。

(2) 研究内容

TI-FRIS フェロー及び TI-FRIS シニアフェローが持つ学際融合研究のシーズを利用した、分野や機関の垣根を越えた優れた共同研究とする。

(3) 研究経費

研究遂行に直接必要な備品、消耗品、論文等の校閲・掲載費、学会参加費、フィールドワークや治験等による旅費・謝金及び国内・海外共同研究者との共同研究のための出張または呼び寄せの旅費等とし、事務用品等の間接的な経費は対象としない。

2.2 産学共同研究・社会実装支援

以下の産学共同研究または社会実装のいずれかを遂行するために必要な経費とする。

(1) 研究形態

産学共同研究：TI-FRIS フェローを代表者とし、産業界のメンバーを含む2名以上の研究者、技術者または開発担当者等で構成される研究組織とする。

社会実装：TI-FRIS フェローを代表者とし、単独または社会実装に携わる研究者、行政団体職員または民間団体職員等の複数名で構成される組織とする。

(2) 研究内容

産学共同研究：スタートアップ的な研究も含む大学と企業や民間組織との共同研究とする。

社会実装：研究成果の社会実装のための研究及び調査・研究成果の製品化・サー

ビス化・行政施策化・教育応用等に関する研究および活動とする。人文社会系の研究や活動を含む。

(3) 研究経費

産学共同研究：研究遂行に直接必要な備品、消耗品、論文等の校閲・掲載費、学会参加費、フィールドワークや治験等による旅費・謝金及び国内・海外共同研究者との共同研究のための出張または呼び寄せの旅費等とし、事務用品等の間接的な経費は対象としない。

社会実装：研究の社会実装に必要な実験・プロトタイプ開発・評価・トレーニング・出版・展示・イベント開催等に要する経費、研究および活動に必要な出張または呼び寄せの旅費、謝金等とし、事務用品等の間接的な経費は対象としない。

3. 申請額

1 申請あたり原則として 1 年度あたり上限 50 万円を標準とする。ただし、年度毎に見直すことができるものとする。

4. 支援件数及び支援金額

支援件数は、各年度に新規で学際融合研究支援 4 件程度、産学共同研究支援・社会実装支援 4 件程度を標準とし、支援対象年度の予算及び申請件数を考慮して調整することができるものとする。

5. 申請時期及び支援期間

支援開始年度の前年度（11 月頃）に申請を受け付け、支援期間は支援開始年度の 4 月 1 日から最長 2 年度とする。

6. 支援の決定

プログラムマネージャーが教員評価委員会およびプログラム運営委員会の議を経て、支援の可否および支援金額を決定する。

7. 申請方法

募集通知に記載された申請方法により、所定の様式で申請する。

8. 支援に関する留意事項

(1) 成果報告

採択されたテーマに対しては、期間内および終了後の成果発信または展開についてフォローアップを行う。TI-FRIS 行事での発表と成果報告書の提出が義務付けられる。なお、成果の公表にあたっては必ず「学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ学際融合研究支援」によるものであることを記すこととする。

(2) 研究遂行時の取り扱い

支援対象者は研究遂行において各参画大学の規則に従うこととする。安全衛生管理、経費執行ならびにネットワーク管理などについても各参画大学にて実施運用

しているすべての規則・指導に準拠して実施することとする。なお、これらから逸脱していると判断される場合には支援を中止することができるものとする。

9. その他

本申し合わせは実施状況によって見直すことがある。